



平成 29 年度赤い羽根共同募金

【助成申請の手引き】

ささえあう心を届けたい

～和歌山をつなぐ赤い羽根～



和歌山県共同募金会

はじめに・・・

～赤い羽根共同募金～

平素は、赤い羽根共同募金運動にご支援ご協力賜り誠にありがとうございます。
赤い羽根共同募金助成金の財源は、地域の皆様から頂いた寄付金です。
和歌山県内でご寄付頂いた共同募金は、和歌山県内で行われる福祉活動に助成させて頂いております。共同募金は「和歌山の町を良くするしくみ。」です。

～共同募金ってどんなことに使われているの～

「共同募金は知っている」「でもどんなことに使われているのか知らない」というご意見を沢山頂きます。本会では、県民の皆様へ、共同募金の使い途のご報告をきちんとお届けするためにも、使い途の広報活動を一層充実させていきたいと思っています。

～じぶんの町を良くするしくみ。～

和歌山の町を良くするためにも、共同募金へのより一層のご支援を頂ければと思いますので宜しくお願い致します。

※大規模災害時には全国の共同募金会が協力して被災者支援をいたします。

目 次

【募集要項】助成申請について	1～4
【記入方法】(様式1)平成29年度赤い羽根共同募金助成申請書	5
平成29年度赤い羽根共同募金助成申請チェックシート	6
【申請書類作成に係る留意事項】	7～9
(参考)赤い羽根共同募金助成金事業の明示について	10～11
【参 考】助成決定後の事業の手続きについて	12
【赤い羽根自販機について】	13～14



平成 29 年度赤い羽根共同募金助成【募集要項】

ささえあう心を届けたい 和歌山をつなぐ赤い羽根

1 助成目的

共同募金 70 周年の大きな節目を契機に、助成事業について、地域が抱える課題解決の取り組み支援を重点的に実施し、また従来から実施してきた取組を充実、共同募金を活性化することにより和歌山の地域福祉の推進を図りたいと思います。

2 助成テーマ

平成 30 年度に実施する社会福祉及び更生保護に係る次の整備費や活動費

なお、重点助成テーマとして次の課題への取組の支援を重点的に行います。

■安心・安全

(活動事例)

- ・地域の災害予防対策の支援～災害時、避難が困難な方等を地域で支え合う～
※災害訓練必須
- ・その他

■高齢化

(活動事例)

- ・高齢者の社会からの孤立防止に関する支援
- ・認知症高齢者や家族の孤立防止に関する支援
- ・障がい者施設の高齢化対策
- ・地域の支え合いに関する支援
- ・その他

■青少年・子どもの育成

(活動事例)

- ・子育て支援、不登校、児童虐待等孤立防止に関する支援
- ・児童養護施設等利用児童や退所者の社会的な自立に関する支援
- ・子どもたちの情操教育
- ・障がい児や家族の孤立防止に関する支援
- ・その他

■特定非営利活動法人の活動支援

(活動事例)

- ・障がい者の就労支援
- ・社会的孤立や生活困窮に関する支援
- ・地域課題解決に関する支援
- ・地域の支え合いに関する支援
- ・その他

※障がい者施設等への支援も従来通り助成対象です。

3 助成対象

- A 平成 29 年 3 月 31 日現在開所している県内に所在する社会福祉法人の経営する社会福祉事業に基づく施設又は事業所並びに更生保護事業法に定める更生保護施設
- B 平成 29 年 3 月 31 日現在認証されていて県内に所在する社会福祉及び更生保護を目的とする事業を行う特定非営利活動法人
- C 平成 29 年 3 月 31 日現在 1 年以上の活動実績があり、県内に所在する広域で社会福祉及び更生保護を目的とする事業を行う団体
- D その他配分委員会で特に必要と認めたもの

4 助成対象事業及び助成額

社会福祉及び更生保護事業を目的とする備品整備費・車両整備費・施設整備費・活動費

- A 社会福祉施設・更生保護施設
 - <備品・車両・施設整備費> 助成限度額 100 万円以内を原則 助成率 総事業費の 75%以内
 - <活動費> 助成限度額 20 万円以内を原則
- B 特定非営利活動法人
 - <備品・車両整備費> 助成限度額 50 万円以内を原則 助成率 総事業費の 90%以内
 - <活動費> 助成限度額 20 万円以内を原則
- C 広域福祉活動団体
 - <活動費> 助成限度額 20 万円以内を原則
- D その他配分委員会で特に認めたもの

5 助成事業実施期間

- 備品・車両・施設整備費 平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日
- 活動費 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

6 スケジュール

- 助成募集・申請受付 平成 29 年 9 月 1 日～10 月 31 日 郵送可 当日消印有効
- 助成決定 平成 30 年 3 月 [助成決定通知は 3 月下旬から 4 月上旬送付予定です]
- 助成事業実施 平成 30 年 4 月 1 日～12 月 31 日 又は 平成 31 年 3 月 31 日

7 申請方法

次の書類を、申請受付期間内に本会へ提出下さい。

- 提出方法 郵送可（当日消印有効） 持参の場合は、土日祝日以外
- 助成申請の手引き【募集要項】及び申請書様式は本会HPに掲載
- 添付書類はA4サイズに揃えて順番に綴って下さい。

1 (様式1) 平成29年度赤い羽根共同募金 助成申請書

2 添付書類

平成29年度共同募金助成申請チェックシート

①定款又は会則等

②役員名簿

③前年度(H28年度)貸借対照表・財産目録（又は会計報告）、事業報告書

④事業概要について

■備品整備の場合

申請する備品の原則2社以上（採用業者・不採用業者）の見積書(写)・カタログ(該当部分)

■車両整備の場合

申請する車両の原則2社以上（採用業者・不採用業者）の見積書(写)・カタログ(該当部分)

法人全体の現有車両一覧

■施設整備の場合

申請する施設整備の原則2社以上（採用業者・不採用業者）の見積書(写)・設計図

■活動費の場合

事業計画及び資金計画 資料

⑤法人・施設・団体のパンフレット等概要書（活動内容が分かるもの）

⑥その他本会が必要とするもの

3 平成29年度赤い羽根共同募金 助成申請チェックシート

8 助成欠格要件

- ・利用者の直接的な処遇に関係しない事業
- ・構成員の互助共済のみを行うもの
- ・対象がその関係者に限定されるもの
- ・助成金以外の財源によって運営が可能なもの
- ・地域の寄付者から信頼されていないもの
- ・行政所管庁の受託事業
- ・公設民営施設（指定管理者制度によるものを含む）
- ・主として営利収入をもって経営している事業（みなされるものを含む）
- ・介護保険制度に係る施設又は事業所、サービス及び事業
- ・公益事業及び収益事業に係る施設又は事業所・サービス及び事業
- ・事務的な事業（それに流用できる事業を含む）

原則パソコン・複合機・プリンターの購入や人件費は対象外

- ・その他不相当と認めたもの

9 その他

- ・申請は、1施設（団体）1事業に限ります。
- ・同一法人が申請できる施設は5施設とします。また同一法人内複数施設の申請の際は、施設毎に書類を作成の上、優先順位を明記し、まとめて提出して下さい。
- ・提出書類不備の場合は、審査対象外となります。
- ・助成決定以前に購入した備品の支払い等事前に着手した事業は対象となりません。
- ・助成は、平成29年度に実施する共同募金運動の募金実績に基づき決定されます。
- ・助成決定後、助成金送金は法人・施設・団体名義の通帳への振込となります。
個人名義通帳への振込はできませんので予めご了承ください。
- ・ご提供頂いた個人情報については、助成金の審査、決定等に関わる助成事業の実施のために使用させていただきます。

10 お問い合わせ

その他詳細やご不明な点等ございましたら、本会までお気軽にお問い合わせ下さい。

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階

社会福祉法人和歌山県共同募金会

Tel 073-435-5231 Fax 073-435-5232

Mail info@akaihane-wakayama.or.jp



<http://www.akaihane-wakayama.or.jp>





平成 29 年度赤い羽根共同募金 助成申請書

社会福祉法人和歌山県共同募金会会長 様

本会から書類を郵送する際は、 原則、法人所在地に郵送いたします。	法人の名称	特定非営利活動法人〇〇〇会	法人の代表者印を押して下さい。
	代表者の職名及び氏名	理事長 赤羽根 一郎 印	
	法人所在地	〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2	
	電話番号	073-435-5231	
	FAX 番号	073-435-5232	
	法人設立年月日	〇〇 年 〇 月 〇 日 設立	

共同募金の助成を受けて実施する事業について、次の通り申請いたします。

申請区分	<input type="checkbox"/> A 施設 <input checked="" type="checkbox"/> B 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> C 広域福祉活動団体				
申請施設名	赤い羽根作業所	利用者定員	20名	申請時利用者数	18名
施設長名	山田 太郎	施設開所年月日	〇〇 年 〇 月 〇 日		
施設の種別	就労継続支援B型	施設所在地	〒		

申請事業名	就労支援用 福祉車両の購入	事業実施予定時期	月
頻度・利用者数 (予定数)	資金計画 (総事業費)		
年間実施回	250回	助成申請額	380,000円 (万円単位)
		自己資金	52,000円
年間のべ総利用者数	3000	その他	円
		合計	432,000円 (消費税込)
申請事業内容 (書ききれない場合は別紙可)			
どのような課題の解決のために申請事業を実施されますか (書ききれない場合は別紙可)			
申請事業の実施による効果はなんですか。			
助成後のPR方法	赤い羽根募金活動への掲載予定	社会福祉充実残額の有無	
地方新聞・広報誌・HP掲載	赤い羽根自販機設置	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	

<添付書類>

共同募金助成申請チェックシート

- ① 定款又は会則等
- ② 役員名簿
- ③ 前年度 (H28 年度) の貸借対照表・財産目録 (又は会計報告)・事業報告
- ④ 事業概要
- ⑤ 法人・施設・団体のパンフレット概要書 (活動内容がわかるもの)
- ⑥ その他本会が必要とするもの

事務担当者	
職名及び氏名	山田花子
電話・FAX	

実際に申請事務を担当される方の氏名や連絡先等を記入して下さい。申請内容等のお問合せの際は原則、こちらに記載の方宛に電話をいたします。

平成29年度共同募金助成申請チェックシート

法人名

申請施設・団体名

共同募金助成申請書(様式1)提出の際には、本チェックシートで添付書類に不備がないかご確認の上、本チェックシートを助成申請書に添付して下さい。

番号	添付書類名	注意事項
1	定款又は会則等	最新のものを添付する。
2	役員名簿	最新のものを添付する。
3	前年度(平成28年度) ・貸借対照表・財産目録(又は会計報告) ・事業報告	理事会等で承認を得たものを添付する
4	■備品整備の場合 ・申請する備品の原則2社以上の見積書(写) ・カタログ(該当部分) ----- (助成対象) 施設・NPO法人	・中古備品や事務的な備品(パソコン・複合機・プリンター等)は対象外 ・見積書には正式法人(団体)名、日付および見積有効期限を記入 ・総事業費(見積額)には消費税や共同募金助成明示の名入れ(必要な場合)を含めて下さい。 ・カタログは原則定価の記載されたものとし、定価の記載がない場合は、価格表、定価証明書等を添付して下さい。
	■車両整備の場合 ・申請する車両の原則2社以上の見積書(写) ・カタログ(該当部分) ・法人全体の現有車両一覧 ----- (助成対象) 施設・NPO法人	・中古車は対象外 ・見積書には正式法人(団体)名、日付および見積有効期限、車両本体価格を記入 ・総事業費(見積額)には、消費税や共同募金助成明示の名入れを含めて下さい。(車両両面・後部 計3か所) ・メンテプロパック等のメンテナンス費用、道路サービス関連費用(JAF等)、自動車任意保険は対象外 ・カタログは原則定価の記載されたものとし、定価の記載がない場合は、価格表、定価証明書等を添付して下さい。 ・現有車両一覧は、車種名・所属施設名・購入年月日、走行距離・主な利用状況等がわかるもの
	■施設整備の場合 ・申請する施設整備の原則2社以上の見積書(写) ・設計図 ----- (助成対象) 施設	・見積書には正式法人名、日付および見積有効期限を記入 ・総事業費(見積額)には、消費税や共同募金助成明示の名入れ(必要な場合)を含めて下さい。 ・施工場所、施工面積、設置物の位置等が確認できる図面を添付下さい。
	■活動費の場合 ・事業計画及び資金計画 資料 ----- (助成対象) 施設・NPO法人・広域福祉団体	・事務的な事業(それに流用できる事業を含む)は対象外 ・資金計画(総事業費)は法人の総予算額ではなく、申請事業の計画 ・支出額の資料として見積書(写)等がある場合は添付して下さい。
5	法人・施設・団体のパンフレット等	法人・施設・団体のパンフレット等概要書(活動内容がわかるもの)
6	その他本会が必要とするもの	

コメント欄 (提出書類等について特記事項があれば記載下さい。)

【申請書類作成に係る留意事項】

■備品整備費の申請について（助成対象：A施設 B NPO 法人）

- ・中古備品や事務的な備品（パソコン・複合機・プリンター等）は対象外です。
- ・原則 2 社以上で見積り合わせを行ってください。
- ・見積書には、正式法人（団体）名、日付および見積有効期限を記入
- ・総事業費（見積額）には、消費税や共同募金助成明示の名入れ（必要な場合）を含めて下さい
- ・カタログは原則定価の記載されたものとし、定価の記載がない場合は、価格表、定価証明書等を添付して下さい。

■車両整備費の申請について（助成対象：A施設 B NPO 法人）

- ・中古車は対象外です。
- ・原則 2 社以上で見積り合わせを行ってください。
- ・見積書には、正式法人（団体）名、日付および見積有効期限、車両本体価格を記入。
- ・総事業費（見積額）には、消費税や共同募金助成明示の名入れを含めて下さい。（車両両面・後部 計 3 か所）
- ・商談メモのような書類は、見積書とは認められません。
- ・メンテプロパック等のメンテナンス費用、道路サービス関連費用(JAF 等)、自動車任意保険は対象外
- ・カタログは原則定価の記載されたものとし、定価記載がない場合は、価格表や定価証明書を添付して下さい。
- ・現有車用一覧は、車種名・所属施設名・購入年月日、走行距離・主な利用状況等がわかるもの

※車両見積書（例） P8 参照

■施設整備費の申請について（助成対象：A施設）

- ・見積書には、正式法人名、日付および見積有効期限を記入
- ・原則 2 社以上で見積り合わせを行ってください。
- ・総事業費（見積額）には消費税や共同募金助成明示の名入れ（必要な場合）を含めて下さい。
- ・施工場所、施工面積、設置物の位置等が確認できる図面を添付下さい。

■活動費の申請について（助成対象：A施設 B NPO 法人 C 広域福祉活動団体）

- ・事務的な事業（それに流用できる事業を含む）は対象外
- ・資金計画（総事業費）は法人の総予算額ではなく、申請事業の計画
- ・事業計画及び資金計画資料を作成して添付して下さい
- ・支出額の資料として見積書（写）等がある場合は添付して下さい。

※活動費の事業計画及び資金計画資料（例） P9 参照

※事業計画及び資金計画資料（例）

活動費申請に必要とする事業計画 資料（例）

様式は特に問いませんが、次のことに特にご留意の上作成ください。

- ・どのような課題のために申請事業を実施するのか
- ・申請事業実施による効果はなにか
- ・申請事業内容

活動費申請に必要とする資金計画 資料(例)

◎様式1の資金計画(総事業費)に基づく、資金計画の補足説明資料を作成して下さい。

(様式1)の資金計画(総事業費)の項目を抜粋

頻度・利用者数	資金計画(総事業費)		
年間実施回数	2回	助成申請額	200,000円 (万円単位)
		自己資金	100,000円
年間のべ利用者数	500人	その他	40,000円
		合計	340,000円 (消費税込み)

(作成例) 資金計画の補足説明資料

平成29年度共同募金助成申請「◎◎◎◎事業」(平成30年度実施事業)

	科目	(円)	詳細	備考
収入の部	共同募金からの助成金	200,000		
	自己資金	100,000		
	会費収入	30,000	会費1,000円×30人	
	寄付金収入	10,000	〇〇〇の会	毎年寄付を頂いています。
	合計	340,000		
支出の部	会場借上料	100,000	〇〇大ホール等借上料	会議室料はHPで確認
	講師謝金	50,000	調整中	昨年度の講師謝金と同額予定
	印刷製本費	130,000	〇〇啓発広報誌5,000部	昨年度と同部数作成予定
	送料	50,000	広報誌送付料等	昨年度の送料と同額予定
	消耗品費	10,000	A4コピー用紙等	
	合計	340,000		

・申請事業内容は、様式1に記載

・支出の部の付属資料として広報紙の見積書(写)、〇〇の(写)、昨年度の〇〇の資料を添付

(参考) 赤い羽根共同募金助成事業の明示について

備品の場合のプリント（看板）表示（例）

- ・共同募金の助成で購入した備品等は原則本会配布のステッカーで助成を受けたことを明示します。
- ・本会配布ステッカーの添付が適しない場合は、明示するためのプリント（看板）が必要となります。プリント代金等については、整備費用（見積額）に含めて下さい。

ステッカー

①一般募金用

募金をありがとう



赤い羽根共同募金

②NHK 歳末たすけあい募金用

NHK 歳末たすけあい



赤い羽根共同募金

※①②ともにサイズは大小あります

大サイズ 縦 72mm 横 64mm

小サイズ 縦 35mm 横 31mm

車両の場合のプリント（看板）表示（例）

赤い羽根共同募金
助成車両



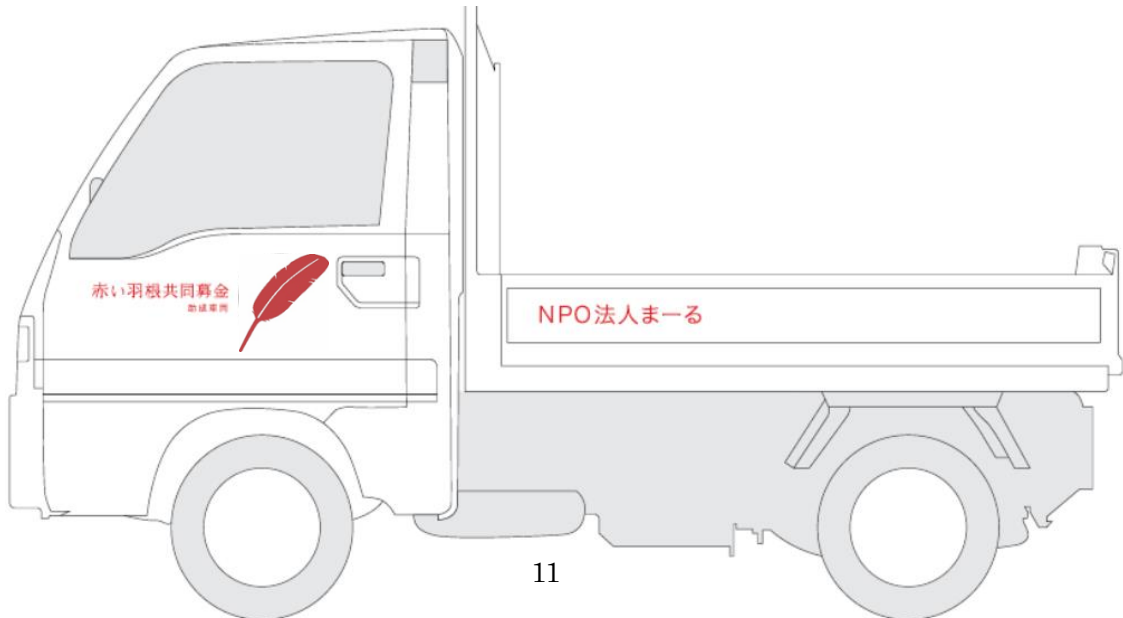
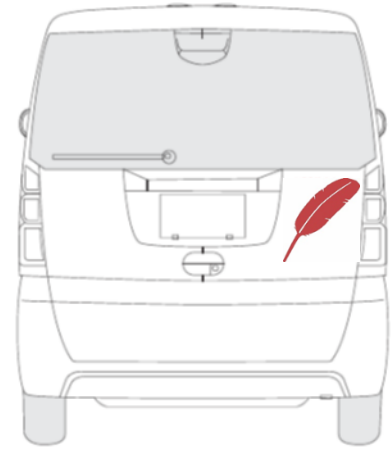
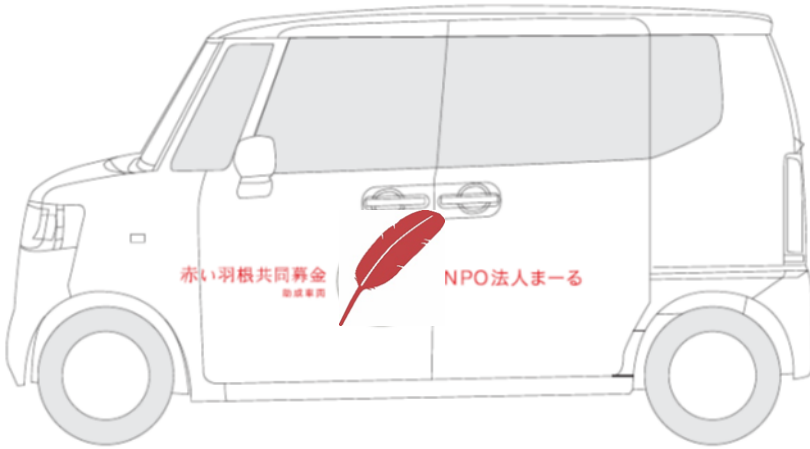
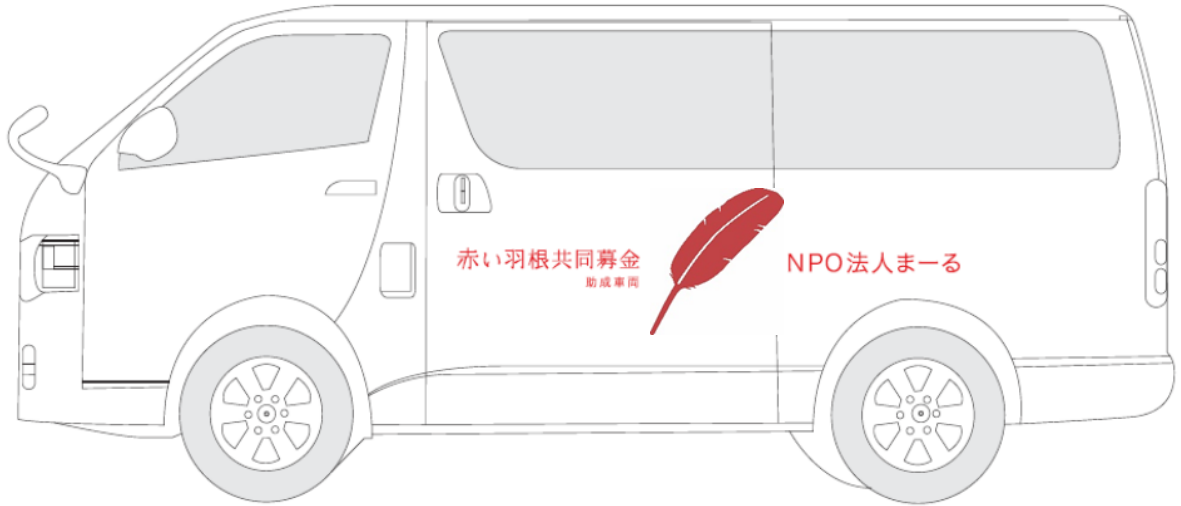
NPO法人まーる

原則：赤い羽根マークと
赤い羽根共同募金と
助成車両の文字は「赤色」

原則：法人名は
「黒色」

▶ PANTONE 1797M (M99% Y100% K(BL)4%) RGB (R225 G0 B18)

車両申請は、車両の両側面、後部の計3箇所にプリント(看板)が必要ですので、見積書にその費用を含めて下さい。なお、字体、大きさは見やすくして下さい。(1文字10cm程度が目安です。)
原則 赤い羽根マーク及び赤い羽根共同募金と助成車両の文字は「赤色」、法人名は「黒色」でプリントして下さい。赤の色指定は、下記の通りです。



【参 考】

助成決定後の手続きについて

1 事業の流れ

スケジュール	事業の流れ	提出先・問合せ先
平成 29 年 9 月 1 日～10 月 31 日	助成申請書【様式 1】受付 郵送可 当日消印有効	和歌山県共同募金会
平成 30 年 3 月下旬	助成決定 助成決定通知は 3 月下旬から 4 月上旬送付予定です	
平成 30 年 備品・車両・施設整備 4 月 1 日～12 月 31 日 活動費 4 月 1 日～3 月 31 日	助成事業の実施 完了報告書及び交付請求書【様式 3】提出 ありがとうメッセージ 【様式 4】提出 ※変更承認申請書 【様式 2】提出 ※事業内容に変更の生じる場合は、事業実施前(物 品購入前)に変更承認申請書を提出。 本会からの変更承認通知を受けてから事業を実 施してください。 完了報告書を確認後、随時助成金の送金 ※助成金は、原則精算払です。	

詳細については決定時にお知らせさせていただきます。



『赤い羽根自販機』で 社会貢献活動、しませんか？

設置者様 **置いたらお得♪**

設置費用は無料、販売手数料が支払われます。
設置者様の負担は月々の電気代と設置場所の提供だけ。

購入者様 **買ったら幸せ♪**

売上げの一部が「赤い羽根共同募金」に寄付されます。
購入するだけで気軽に募金ができ、身近な地域福祉に貢献できます。

地域社会 **みんなが笑顔に♪**

和歌山県でご寄付頂いた募金は、和歌山県内の福祉のために役立てられます。
国内での災害発生時には、各都道府県共同募金会が協力して災害支援に役立てられます。



あ り が と う !

和歌山県でご寄付頂いた募金は、原則として和歌山県内の「障がい者の自立支援」や「子育て支援」、「高齢者の見守り活動」等、地域の様々な福祉活動に役立てられます。



使いみちは『データベースはねっと』で検索 <http://hanett.akaihane.or.jp/>



まずは、お気軽にお問い合わせください。

社会福祉法人和歌山県共同募金会

TEL073-435-5231

FAX073-435-5232 MAIL info@akaihane-wakayama.or.jp

設置・ご寄付の流れ

- ① お電話でお問い合わせ
(福)和歌山県共同募金会
電話073-435-5231
- ② ご希望の飲料販売会社(業者)を選択
各飲料販売会社の取扱飲料ラインナップ
パンフレット等もご用意しておりますので
お気軽にお声かけください。
- ③ 業者による設置場所等の確認

<業者が設置できると判断した場合>
- ④ 業者と契約内容等の相談
売り上げの5~20%程度が販売手数料として
業者から毎月支払われます。
一か月の電気代は概ね 3000 円程度です

<設置契約の締結>

- ⑤ 自動販売機の設置(無料)
設置や置き換えに際して必要な電気工事
等もすべて業者が行います。
- ⑥ 自動販売機の管理・売上金の回収
自動販売機の管理や商品の補充、空き缶
の回収、つり銭の管理なども業者が行い
ます。業者から設置者様へ販売手数料の
振込を毎月行います。
- ⑦ 共同募金へ寄付金の振込
業者から共同募金への寄付金の振込を
行います。振込手数料は業者が負担。
寄付金額は、毎月業者から設置者様へ
お知らせします。



協力飲料販売会社

飲料販売会社が赤い羽根共同募金にご協力くださ
っています。設置者様にご希望の会社を選んでい
ただけます。

アサヒ飲料(株)
(株)伊藤園
コカコーラ・ウエスト(株)
サントリービバレッジサービス(株)
セゾクベンダー(株)「
(N)ハートフル福祉募金

(お取扱できない地域も一部ございます)

税制上の優遇措置

共同募金へのご寄付頂くと、税制上の優遇措置が
受けられます。

共同募金会は、国や地方公共団体と同じように、
「税制上の優遇措置の対象団体」となっています。
お気軽に(福)和歌山県共同募金会までお問い合わせ下さい。

よくあるご質問

- Q1 どんな場所に設置できますか？
およそ1㎡のスペースがあれば設置できます。
設置希望スペースに応じた機種が選べる場合
もあります。
- Q2 個人でも設置できますか？
企業でも個人でも設置ができます。
設置場所を確認させて頂き、売上見込みなど
を助案の上、設置が可能かどうか判断させて
頂きます。
- Q3 費用は掛かりますか？
設置に関する費用は無料ですが、毎月の電気
代(概ね3千円程度)は設置者様の負担です。

～共同募金ってどんなことに使われているの～



高齢者サロン活動

平成 23 年台風 12 号災害



災害ボランティア活動支援



給食サービス・安否確認



ハートフルチェック高齢者声掛け訪問



児童・高齢者交流会



笑顔あふれるこどもカフェ



福祉車両の購入

おでかけワゴン購入

災害時には避難車に



子育てサロン活動

和歌山でご協力頂いた赤い羽根共同募金は和歌山の町を良くするために役立てさせて頂いております。ありがとうございます。



和歌山県共同募金会

ささえあう心

和歌山をつなぐ赤い羽根



今までも
これからもずっと
地域の福祉のために
赤い羽根は
小さなことを続けていきます



赤い羽根共同募金



<http://www.akaihane-wakayama.or.jp>

赤い羽根 和歌山

検索



おかげさまで70周年